

国立大学教育研究評価委員会（第6回）議事録

1. 日 時 平成17年9月6日（火）15時00分～17時00分

2. 場 所 学術総合センター11階 1113会議室

3. 出席者

（委員）岡田（修）委員，岡田（益）委員，加藤委員，北原委員，木村委員，興膳委員，島田委員，示村委員，鈴木委員，丹保委員，中川委員，中村委員，二宮委員，マルクス委員，森委員

（専門委員）関委員，脊山委員

（事務局）木村機構長，荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，細見教授，寺西特任教授，加藤評価事業部長，吉野評価第3課長 他

4. 議 事

（1）前回（第5回）議事録（案）が承認された。

（2）事務局より平成17年6月29日に開催された国立大学法人評価委員会総会（第11回）の報告があった。

（委員：○，事務局：●）

○委員長 本日の議題に入ります。前回の国立大学教育研究評価委員会において、「評価の項目」，「評価の単位」，「『研究に関する目標』の達成状況の評価」の基本的な考え方についてご審議いただき，その審議を受けて修正したものをワーキンググループでご検討いただくことをお願いしておりました。ワーキンググループでの検討状況をご報告いただいて個別の審議に入りたいと思います

○ ワーキンググループにおける検討状況をご報告いたします。

第5回の国立大学教育研究評価委員会におきまして，基本的な考え方を了承いただいた検討課題「評価の項目」，「評価単位」に係る基本的な事項，それから検討課題「『研究に関する目標』の達成状況の評価」における研究水準の具体的な内容，方法，それから新たに検討課題「自己点検・評価に基づく評価」における「訪問調査」の基本的考え方につきまして，7月15日と8月5日にワーキンググループを開催して検討を行いました

た。その検討状況が、資料2-2と資料3と資料4でございます。これが、現時点における検討状況でございます。

○委員長 内容の基本的な考え方、資料2-2以下に詳細に書かれておりますので、基本的な事項についての是非をご検討いただきたいと思います。

○ 資料2-2をご覧ください。ワーキンググループにおきましては、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される基本的な事項、それから学部、研究科等の調査・分析が必要となる事項について、前回のこの委員会です承されました基本的な考え方をもとに、具体的な内容についての検討を行いました。

資料の中身については、事務局から説明をお願いしたいと思います。

● 資料2-1に関しまして、6月28日時点でこれまでの審議状況の修正等についてご検討いただきました。前回、この四角の枠より下にある基本的な事項の考え方や、設定の時期及び方法、学部・研究科等の調査・分析が必要となる場合の考え方等につきまして、ご了承をいただいていると存じております。

検討課題として「基本的な事項」をあらかじめ国立大学法人に提示するが、その具体的な内容についてはさらに検討するとされていること、学部、研究科等の調査及び分析を踏まえる必要がある項目については検討するとされておりました。それらをご検討いただいた結果が、資料2-2になります。資料2-2の見方でございますが、「基本的な事項」につきましては、評価を行う際には、各国立大学法人の中期目標を評価項目として、またその中期計画の内容を要素とすることを基本とするという考え方を、国立大学教育研究評価委員会でもおまとめいただいておりますので、それらの評価項目、要素がございしますが、評価項目に対して、こういった分析が共通的に不可欠なものとして考えられるかということでおまとめいただいております。

そのほか、学部、研究科等の分析を要するものとの関係につきまして、1ページ目の点線で囲っている部分となりますが、学部、研究科等の調査・分析を必ず踏まえた上で、法人全体の分析を行う必要があると考えられる事項ということで、それぞれの「基本的な事項」に関して★印を付しております。

★印を付す考え方としまして、国立大学法人における教育研究の実施主体が、その法人を構成している学部・研究科等であるという考え方から、法人全体の評価を適切に行うためには、それぞれの特徴を踏まえた分析が必要となる場合、あるいは法人全体での集計、平均だけではなく、それぞれのデータが必要となるという考え方に立って★印が

付されております。

ただし、留意事項にございますように、★印が付されていない「基本的な事項」についても、学部・研究科等の分析を踏まえる必要がないというのではなく、各国立大学法人はそれぞれの特色に則して、必要に応じて分析を踏まえることが必要であるという考え方で整理されております。

まず「成果に関する目標」、「教育内容に関する目標」、「実施体制」、「学生への支援」、「教育目標及び教育全般の状況の周知及び公表の取り組み状況」というつくりになっておりますが、教育目標及び教育全般の状況の周知及び好評の取組状況につきまして、一番左端の中期目標、中期計画の欄に該当する欄が空欄になっておりますが、こちらにつきましては、大学の教育研究等の質の向上に関する目標の項目とは別に、自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標という項目がございますので、そちらで、情報公開の関係についても記載されます。ただし、教育の効果を高め、社会への説明責任を果たす意味から、教育目標及び教育全般の状況について、学内外に周知・公表するための取り組み状況を確認する必要がありますので、「基本的な事項」として挙げられております。

3 ページ目、点線で囲った四角囲みの部分につきましては、それぞれの「基本的な事項」について、★印を付す考え方を整理をしております。

4 ページ目以降は、研究に関するものになります。「研究水準及び研究成果等に関する目標」の欄がございますが、「基本的な事項」については、まだ空欄になっております。これは、研究水準の判定方法の検討をしていただいた上で、必要に応じてご検討いただくことになっておりますので現時点では空欄としております。

7 ページ目以降が、大学共同利用機関法人関係になります。国立大学法人と若干資料のつくりは異なっておりますので、点線の部分をご覧ください。各研究所等の調査・分析が必要な理由を記載しておりますが、大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画につきましては、研究所等ごとの記述が多いこと、また、研究所等がそれぞれの特定分野の中核的な機関としての性格を有していることから、大学共同利用機関法人においては、各事項でそれぞれの研究所等ごとの特徴を踏まえる調査・分析が、原則的には必要であるという考え方で整理しておりますので★印は付されておられません。

ただし書きにもありますように、一体的に運営していて、個別の調査・分析が困難な事項もあろうかと思われまますので、その状況に応じた調査・分析を行っていただく必要

があると整理をいただいております。

それぞれ、資料の見方に関しましては、国立大学法人と同様となっておりますが、大きな違いとしましては、「共同利用」という形で、項目が立てられているという点、教育に関しまして、「大学院への教育協力等に関する目標」について、それぞれ基本的な事項として、4点挙げさせていただいておりますし、また、人材養成について3点、基本的な事項として挙げております。

資料の説明につきましては以上でございます。

- 委員長 ありがとうございます。資料のつくり、個々の内容についてご意見をいただき、事務局で整理したうえで、次回、ご覧いただきたいと思っております。

例えば6ページに、「社会との連携、国際交流等に目標」という項目があります。教育研究に関係しますが、方法としてピア・レビューではないと思っておりますし、国立大学法人評価委員会との関係も確認が必要と思っております。

- これが最小限の項目かと思っております。実際に教育水準の判定をする際に増えると予想はしていますが、まだその段階ではないので「基本的な事項」ととどめるという範囲で、最小限としての事例と理解しております。

- 委員長 後でお気づきになりましたら、戻って議論いたしますので、2-2の説明を了承いただきます。ありがとうございます。

それでは、次へまいります。資料の説明をいただきます。

- 前回の国立大学教育研究評価委員会です承していただきました基本的な考え方をもとに、具体的な研究水準の判定方法について検討を行い、資料3にまとめました。現時点の審議状況では、4つのことが言えるのではないかと思います。

1つ目としまして、論文等の成果物による判断は行わず、研究業績等に関する調書による判断を基本とすること。

2つ目としまして、水準判定結果は、学部、研究科等ごとに取りまとめること。

3つ目としまして、水準判定を行う学問分野や領域の区分は、科学研究費補助金の区分の分科を基本とすること。

4つ目としまして、評価は「学術的貢献」と「社会的貢献」という2つの視点から評価を行うこと。

以上が、現在の審議状況でございます。

資料3につきましては、事務局から説明をしていただきます。

- 資料3をご覧ください。水準判定の方法について検討することが、これまでの審議状況の中で課題とされております。

前回の国立大学教育研究評価委員会において、水準判定はピア・レビューを原則とするという点についてご了承をいただいております。その具体的な方法等については、さらに検討するとされております。

その際、業績等の調査・分析の視点と、学問分野・領域の区分の考え方につきまして、ここにある基本的な考え方を前回ご了承いただいております。

まず、業績等の調査・分析の視点に関しましては、水準判定を行う場合は、研究活動や研究成果等について、学術的な意義と研究成果の社会への還元についての分析を踏まえることになっております。

また、学問分野・領域の区分の考え方につきましては、学問分野・領域の特性を踏まえた適切な区分の設定が必要であり、国立大学法人及び研究者から理解が得られやすいものであること、適切な評価者数、評価作業量に配慮した区分となることという点をご了承いただいております。

水準判定に必要な資料としてどのようなものが考えられるかにつきまして、①研究業績等に関する調書がございますが、水準判定に際しては、被評価者、評価者の負担と必要な評価者数、評価に要する期間などの実施体制も考慮しますと、論文、著書等の成果物そのものを見て判断する方法ではなく、研究業績等に関する調書による判断を基本とするという形でおまとめいただいております。

ご参考までに、国立大学法人と大学共同利用機関法人に所属する教員の文系・理系の教員数につきまして、全体で約6万2,000人、文系で1万7,100人、理系で4万4,900人ほどになります。

資料3にお戻りください。研究業績等に関する調書による判断を基本とするというところまでご説明いたしました。その業績等に関する調書について、どういうもので判定すべきかが大きな問題になるかと思えます。原則としては、水準判定に必要な情報を記載、または根拠書類として添付していただきます。不可欠な情報については、業績の概要や学術誌のレフェリー評価の結果等の外部評価の結果を考えております。

また、なお書きでございますように、上記調書の様式・内容をどのようにするか、また水準判定の際に、成果物による判断が必要かどうか、必要な場合の対応等について、さらに検討するという形でおまとめしております。

個々の業績について、研究業績等に関する調書により、研究水準も判定いたしますが、それ以外に、学部・研究科単位としての水準も見る必要があるのではないかとのご意見等もございましたので、②学部・研究科等ごとの自己分析書の項目ができ上がっております。

学部・研究科等の自己分析書という形になっておりますが、学部・研究科等における組織としての研究の状況を適切に把握するためには、学部・研究科等の研究活動の状況に関する自己分析書を求めることも考えられるというご意見がありましたので、そのような形でまとめていただいております。

これ以外にも、研究活動に関する客観的なデータもあるかと思われますので、必要に応じて参照していただき、また、その際、機構が検討を進めております大学情報データベース等の活用をしていただければと思っております。

これらの資料をもとに、水準判定等を行います。取りまとめ方としまして、どのような単位で水準判定の結果をあらわしていくのかについて、水準判定により個々の業績について判定した結果は、各国立大学法人等の規模の違い、学部数の違いもあるかと思えますが、それらを考慮し、また研究活動の状況を社会に向けてわかりやすく説明する必要性から、国立大学法人等を構成する学部・研究科等ごとに取りまとめとめてはどうかとまとめていただいております。

中期目標、中期計画期間中に取り組みました重点領域研究やプロジェクト研究等の水準判定についても、それぞれについて行うとまとめていただいております。

このような形で、水準判定を行うこととなりますが、調書を求める教員の範囲をどのように考えるかが3番目の項目になっております。水準判定は、組織全体の活動の状況、あるいは成果の質を判定するために行うこと、社会への説明にも説得性が求められることから、全専任教員を対象とすることが考えられますが、評価組織、評価体制も考慮して、さらに検討するという形でのおまとめをいただいております。

ただし書きがございしますが、助手については、大学等によって、採用基準、職務内容が非常に多様ですので、各国立大学法人等の判断で、一部、あるいは全部の助手を対象からはずすことができるという形での整理をしていただいております。

対象とする研究業績等でございますが、水準判定の際、研究業績として挙げていただく対象については、教員の研究活動の結果、得られた成果という形で考えております。

個別の業績等の水準判定を行う学問分野・領域の区分ということにつきましては、科

学研究費補助金の申請の際に使われる66の分科を基本とします。また、水準判定を受ける区分の選択については、申請者の選択にゆだねるとしております。

評価組織につきましては、分科の区分ごとに、学問的見識を有する専門家で構成する水準判定を行う部会を設ける形になっております。

水準判定の視点に関しましては、学術的な意義と、研究成果の社会への還元に基づく効果を見る必要性から、「学術的貢献」、「社会的貢献」の2つの評価の視点を設定するとまとめていただいております。

なお、実際、水準判定を行うに当たって、具体的な実施に向けての検討課題について、どのように取りまとめるのか、様式等の問題もございますので、実施に向けて検討をしていただくことが考えられております。研究水準の判定の流れをイメージしていただく資料として、4ページ目にイメージ図を添付しております。

調書以外に、研究活動についての自己分析として、学部・研究科等ごとの状況も見ていただきます。それ以外にも、客観的なデータもつくれるという位置づけになりますが、研究業績調書について、科学研究費補助金の66の分科のどの分野での判定を受けるかを選んでいただき、分野ごとのピア・レビューによって、分野ごとの判定を出し、その際、学術的貢献、社会的貢献の視点による評価も行います。そのピア・レビューの結果を、学部・研究科等ごとにとりまとめていくというイメージになります。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ご質問がございましたらいただきたいと思っております。客観的なデータは、どの程度のことを想定されているのでしょうか。

● 論文数等が考えられるかと思いますが、大学情報データベースとの関係でいきますと、今後、法人評価等の関係からこういった客観的なデータを集められるかというところから検討することになります。いずれにしても、数値化されるデータというのは、客観的なデータとしてイメージされやすいとは思っています。

大学情報データベースにつきまして、説明会を昨年開催し、考えられるデータ項目を提示しまして、各国立大学法人等からいただいたご意見を踏まえ、データ項目の見直しをしております。今後、幾つかの国立大学法人と試行的な運用を行いつつ、さらに精査していくということを考えております。

○委員長 ありがとうございます。最終的なとりまとめについて、専門分野別の合議制をとらざるを得ないと思っております。このことについては、組織としてどうするかを詰めてい

ただいご議論いたきたいと思ひます。

- 補足説明となりますが、実施に当たつての具体的検討課題、どのように学部、研究科等で取りまとめるのか、あるいは対象とする教員の範囲、異動などがあつた場合にどうするのか、などについては、2の(1)で具体的に想定される課題として今後さらに検討していくものとして認識をしております。当然、それらについての議論は必要になりますが、今回、ご提案申し上げたのは、全体の流れ、あるいは考え方や手法について、大枠としての考え方、さらに具体的な検討を進めてよろしいかについてを中心にご議論いただければと思ひます。

○委員長 ここがおそらく、一番の大広間になると思ひます。

それから、研究業績に関する調書(1)の①に特許については記載がありますが、例えば作品等については触れておりません。業績について、例えば美術や建築学にたずさわる人には作品があります。場合によっては、演奏会も、招待公演に相当するときにはそれぞれピア・レビューをする必要がありますので、分野としてそれらを見るかについては大きな違いになります。それは、分野の違いだと理解しますが、抜け落ちないようにしておかなければなりません。

ほかに何かご意見、ございませんでしょうか。

- 試行的評価を行つた際、広く、論文だけではなく教員が行つている創造的活動のようなものであるということ、研究活動の定義としました。

今回、それを絞るということはないと思ひます。例えば試行的評価では、CDを提出してきた例がありました。

○委員長 ご説明がありましたように、水準の尺度をどう決めるかについては専門家が行うこととなりますが、共通認識できる尺度を持っていないと恣意的な評価になります。その尺度を作つていかなければなりません、国際的な尺度を使うのか、国内的な尺度を使うのか、いろいろ調査がありますけれども、その点も見えるような調査とご議論をしておいていただけると、人がかわつても一貫した評価が行えますので、機構でのご検討をお願いします。

- 試行的評価を行いましたので、そのときの議論の経験を基礎にしてそれぞれの分野でどういうものをどういう水準で考えるかを議論しなければならぬと思つております。
- 大学共同利用機関法人の場合には、研究水準の判定に共同利用の成果を含めるということであつたはずですが、イメージ図の研究業績調書中にどのように含まれてくるのか

が欠けていますので、どうすればよろしいか、考えないといけないと思います。

大学共同利用機関法人の場合には共同利用の成果を、研究水準の評価に含めるということがございます。大学共同利用機関法人は、大型の装置等を用意いたしまして、それを研究者に提供する、共同利用を通して使っていただいて、そこで成果が上がります。その成果というのは、一義的には研究をなさった個人の成果であります。しかし、そのような装置等がなければ上がらなかったものである。そういう装置等をきちんと整備することが、大学共同利用機関法人の当然の目的でありますから、当然、そこから上がった成果が含まれるべきであるという考えであります。そうしますと、研究業績調書という中に、大学共同利用機関法人に関しては、共同利用による成果の部分が入っていないといけないのではないかと思います。

● 私個人の認識かもしれませんが、今のご意見はプロジェクトの中に含まれていて、何かある特定のテーマという意味ではなく、大学共同利用機関法人はこの中に入っているという認識でおりました。

○ この文面だけでは、読み取れませんので修正をお願いします。

○ 教員の範囲につきまして、「全専任教員を対象とすると考えられるが」とありますが、評価員1人当たり25業績が限界ではないでしょうか。調書を読んだだけで判定できませんから、おそらく論文を読むなど自己努力をしますので、25業績が、評価員1人当たりの限度かと思えます。

全教員を対象とすると約5,000人、これは全教員の約8%となり、教育水準の判定を含めるとさらに人数が増えますから、全教員の10%以上がかかわることになると思えます。

仮に、卓越で優秀な教員が、全専任教員の10%だとしますと、評価の年は卓越で優秀な教員は全員関わることになり、国立大学法人の教育研究がストップする可能性があります。これは極端な仮定ですが、そのように考えていくべきではないでしょうか。

また、助手を対象から外すことができるとされていますが、大学側からすれば外すでしょうか。私は外さないと思います。出さなかった助手の分は、一体どういう資源配分になって、評価として出てくるのかということを見ると、全員出すと思います。

ですから、いかにも減るというイメージを書かれていますが、大学側は基本的に助手を含めた全員出します。

私の考えを申し上げますと、対象とする教員の範囲は、全教員の30%と思っています。

そうしますと、各国立大学法人等を代表する教員の30%を評価するという新しい考え方も出てきます。

- 全教員を対象とすることはやめたほうがよいのではないかというご意見ですか。
- 評価結果の出し方を書いていないのが原因です。助手を抜いた分をどうするのかを書いてなければ、大学側は積算方式で考えます。助手を抜いた分が優遇されるような考え方なら別ですが、そうではない書き方ですと、例えば全教員数の何割が卓越である等、そのように受け止めますので、要は評価結果の出し方です。それを明確にしていないと、この言葉は何も意味をなさないという解釈です。
- 委員長 今のご発言と関係するのですが、調書の書きようというのは、どの程度のことを想定しているかということが実態として問題になることと、全教員を業績の対象にするのか、例えば上限を決めるのかは、随分違います。その点について議論が必要です。
- 助手についてですが、助手を少しでも除いて減らそうという意図はございません。試行的評価の際、分野によっては事務助手という人がいて、こういう人まで出すのかという質問を受けたことがありました。この書き方というのは、必ずしも全員書かなくてもよいというメッセージで、これで人数が減るだろうということを期待したものではございません。
- 私の理解ですが、まず、国立大学法人等が立てた目標に対して自己評価をします。そうしますと、自己評価で、自分の判断による研究水準の判定はしていただいていることになります。

全体集合を全部1から調べるのではなく、集約されたものを見ていけば、全容が見えるということがあります。こう考えれば、国立大学法人等が自ら行った水準判定そのものを第三者が見るということは、ある程度容易にできるのではないのでしょうか。ただ、それでも見切れないところは、論文を見るなど精査していく、このように整理し、理解していたのですが、今の議論と、私が抱えてきた従来から持っているイメージというのは、どのように繋がるのでしょうか。評価員1人当たり25業績が限度である、全教員が何万人いるという全体集合の論議なのか、それよりある程度整理されてきたものの評価なのか、そのイメージが湧きません。

- 自分たちで正規分布をつくって、段階評価を求めるなら別ですが、各国立大学法人等の自己評価は優れているという評価が基本ではないのでしょうか。なかなか低い評価はつけられないと思います。

○ 目標に対しての達成度は、大げさに報告したとしても、そこにもう一つのチェック・アンド・バランスが働きます。つまり、ある大学はいつも過大評価をしてくる組織だとわかる部分があります。ある程度経験を積んでいきますと、あの組織はいつも過大評価だとわかり、それ自体が評価に反映されていく循環になっていくと思います。

そのような意味では、最初は試行錯誤があるかと思いますが、我々の評価自体が国立大学法人等が持っている自己評価基準、水準判定の基準を念頭に置いてやっていくというところで省力化を図っていくことはできるのではないかと思います。1クール、2クール位時間が必要かと思いますが、国立大学法人等の自己評価を念頭に置いてやっていくことになると理解しております。

○委員長 ありがとうございます。例えば過去5年の業績を10本求めた場合、10本挙げられない人はたくさんいます。しかし、過去30年という視点で見た場合ならすごい仕事をしている人もおります。ですから、全部書かせて、見る人が見れば、古い業績しかないということもあるでしょうし、古いがすごいというものもあるでしょうし、見る人が見ればすぐわかかります。

ピア・レビューは、見る人が見ればすぐ評価できると思います。それを重ねていくのか、全体を見ながら埋め込んで行って評価するのは、ベクトルは違います。

そのあたりのバランスの問題を、評価員1人当たり25業績位が精一杯だとすれば、業績技術とは何なのかということも含めた議論をしないと対応がとれませんので、これは機構で具体的に詰めていただきます。

○ このような評価は、アメリカにおいてもイギリスにおいても、特にイギリスの評価においては、実験をしてきています。これはすなわち、ある意味で社会学的な実験を我が国以外で既に行われていることと理解しますので、そういう手法も含めて、ある程度のパターンのものが整理できているかと思います。そういうものを参考にして、結局我々の評価は、我が国の大学の水準アップのためですから、それを理念形としていけば、相当むだが省けるのではないかという気もしています。

● 試行的評価の1年目には、いい自己評価しか書いていない国立大学法人がありました。3年目になりますと、逆に自分たちの評価を非常に悪くつけてくる国立大学法人も出てきて、これほど悪くないだろうと評価員がおっしゃるようなケースもありました。それは、自己評価書が公開されるかどうかが決定的な要因ですので、方法としては、そのような方法にならざるを得ないし、既に試行評価の最後のほうにはその方向に向か

っていると判断いたします。

人的資源の点からも、まず自己点検していただき、それを詳細に分析しますが、根拠データを徹底的に見て確認していただくという方法を、今後も続けて行かざるを得ないと思います。

- イメージ図について、各まとまりの段階で自己点検をしていただき、それを裏づけるデータとして、各研究業績調書で調査する方法ですと、かなり省力ができると思っております。

そうしますと、教員個人の評価をするわけではございませんので、矢印を逆にするというのも発想の転換として考えられるかと思えます。

- これからの問題かと思えますが、学部・研究科ごとの自己分析書が、どのような中身になるのか、自己点検評価書の一部分を、いわば将来計画的なものを含めて書き直すのでしょうか。

- 自己点検評価について申しますと、やはり過去の業績について、まず自分たちで評価していただき、それを踏まえて、機構側が評価します。将来的なことではなかったと思います。

- 共通認識された評価を行うためには、実際に大学に行って行う面談が重要です。面談をして裏づけをしていくプロセスが正しいとしますと、例えばイギリスの場合は必ず4日訪問調査の日程をとっています。

先の議論となりますが、それを保証するための、面談をどうするかということを考えていただけないかという要望が一つと、評価している間の我が国の教育はどうなるのかという指摘について、理論的には損益分岐点があると思えます。今後の国立大学法人等の発展のために、犠牲にしてもいいコストと、犠牲にはいけないコストという損益分岐点がありますので、その点は政策的に決めていく必要があると思えます。

評価を完璧にするために、全資源を投入すればよいということはありません。評価のあり方として、100%を目標とするのではなく、80%でもいいから、本来の研究活動を阻害しないという損益分岐点を政策的に決める必要が、大学評価・学位授与機構としても、我が国の評価としてもあると思えます。あくまで、発展のための評価をどうするかということですから、それに要するコストを考えて、コスト対評価、ある意味では、機会費用になりますが、この点を視点の一つとして入れていただけないでしょうか。

細かい点ですが、イメージ図について、研究業績等という「等」で、CD等も全部読

み込んでいます。ですからここも研究業績等ということで全部統一されたら、余分な質問が出てこないのではないのでしょうか。演奏家も建築家も、これは研究業績等の「等」の中に全部入っていると理解をして説明をしていけば、誤解がないと思いますので、全ての文章に「等」を入れてはどうかという提案です。

○委員長 ありがとうございます。全資源を投入するわけにはいきませんし、評価員をお願いする先生方の活動もありますので、均衡点を探す必要があります。

この点については、ご意見をいただけたと考えてよろしいでしょうか。基本的に、全体を見ながらそれぞれチェックしていくかという視点も入れながら、作業方法を工夫していただくということをお願いして、ご了解いただけたことにいたします。ありがとうございました。

それでは、訪問調査について資料4の説明をお願いします。

○ ワーキンググループの検討状況であります。国立大学法人等の自己点検・評価に基づいて行う書面調査と、書面調査では十分に確認できない事項の調査を行う訪問調査を組み合わせるということにしまして、資料4としてまとめてございます。

内容について、事務局のほうから説明をお願いします。

● 資料4をご覧ください。四角囲みの中、3つ目の○にありますように、「書面調査」と、書面調査では確認できない事項等を中心に実施する「訪問調査」を組み合わせる方向で検討するとされております。検討のポイントとして、「効率的、効果的な評価実施に向けた書面調査と訪問調査の組み合わせ方」、「書面調査及び訪問調査の範囲」、「書面調査及び訪問調査の具体的な方法」の、それぞれについて整理していただいたものが資料4になります。

書面調査、訪問調査の組み合わせ方につきまして、評価の正確性を高めるためには書面では十分に確認できない事項を調査、把握することが重要であるとしております。また、書面には表れがたい効果の把握もありますので、教職員、学生、卒業生等からの面談調査の実施等が有効という考え方から、訪問調査を行うべきであると整理をいただいております。

また、限られた時間、要員で訪問調査等を行うこととなりますので、書面調査による調査、分析に基づく確認事項を整理した上で、国立大学法人等にあらかじめ伝達するなどの工夫も必要であると整理しております。

実際、何を対象にして訪問調査を行うか等についての整理が次の検討のポイントの項

目になっておりまして、書面調査については、自己点検・評価書と根拠資料等に基づいて行うこととなりますが、訪問調査及び面談等によって、その自己点検・評価書の内容確認、必要なデータ等の補完的収集、確認を行うことを主眼においてはどうかと整理いただいております。

具体的には、2)のような事柄が項目としては考えられるとまとめいただいております。また、具体的な方法につきまして、評価組織については国立大学法人等を複数のグループに分け、評価チームを編成することを基本とし、訪問調査はご担当の先生を具体的に割り当て、分担して効率的に行うという考え方があるとしております。

評価の時期について、全法人を訪問調査するとイメージしますと、2日間程度が基本ではないかとしております。ただ、大学等の学事日程等に十分配慮し、適切な時期の設定が必要であります。

また、調査内容についてですが、実施に当たって体制、時期等、スケジュール等、非常に実質的な点も入ってくるかとは思いますが、試行的評価の経験等を踏まえて、機構において具体案を作成した上でご審議いただきたいと思っております。

本日は、訪問調査を行うということと、その位置づけ、考え方についてご審議いただければと思っております。

資料については以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ご質問はございますか。

○ 試行的評価での、訪問調査の概略を説明していただけないでしょうか。

● 試行的評価では、2泊3日もしくは1泊2日、ただ、1泊2日の場合には、実質丸2日間ですので、遠方にいらっしゃる方は2泊する必要がありました。2泊3日の場合も、1日目の午後から始めて3日目の午前中までですから、実質丸2日間で実施いたしました。

訪問調査は、対象大学、訪問した評価員双方から書面ではわからないことがよくわかった、実際に話していて大学の事情がよくわかったと非常に好評でした。

試行的評価の場合には、分野別で、例えば理学部や工学部といった狭い範囲で行いましたが、国立大学法人評価は全学単位ですので、例えば大規模大学ですと10学部以上、キャンパスも複数ある場合もありますので、その全てを訪問するのは不可能に近いと思っております。

一方、単科大学も、キャンパスが地理的に大きく離れているところもございますので、

これから検討しなければいけない問題だと認識しております。

試行的評価の際のアンケートの検証結果も非常に有効でございまして、3日では短かった等ご意見をいただきましたが、4日とした場合、対象が100以上ありますので、単純計算しても400日以上、10班位に分けて行ったとしても、1班が30日から40日となり、スケジュールの問題もでてまいりますし、評価者の負担等もありますので、シミュレーションしながら考えなければならぬと思っております。

○委員長 事務方は、必ず同伴していたのですか。

● 事務方は同伴しております。国立大学法人等を訪問するとなりますと、試行的評価の場合には、基本的に評価研究部の教員が必ず同伴しましたが、これも不可能になるかもしれません。

○委員長 将来のことを考えて、機構の助教授も同伴していただければと思います。

本日の議題は全て終了いたしましたので、今後のスケジュールの説明をお願いします。

● 今後のスケジュールにつきましては、各委員の日程調整中ですので、日程調整の結果について委員長、副委員長とご相談の上、委員会については12月までに一、二回程度、ワーキンググループについては、三、四回程度開催を考えております。また、その間も文部科学省との関係で何か対応等が必要になれば、委員長とご相談の上、提案していただければと思います。

○委員長 国立大学教育研究評価委員会を年内一、二回、ワーキンググループは三、四回開催しますのでどうぞよろしく申し上げます。

● ありがとうございます。評価費用の話につきまして、私も数年前から真剣に考えなければならぬと個人的に申しております。世界的に見ても、だれも評価コストを考えていないのです。ですから、これはもう世界的な問題と思っております。それから、先程も説明がありました訪問調査に関しまして、アンケート調査を行ったところ、非常に高い評価をいただきました。評価を受けた側も、評価した側もよかったとおっしゃって頂きましたので、アンケート調査の結果を見ると、どうしてもやらざるを得ないのではないかと考えております。

○委員長 ありがとうございます。それでは、本日は閉会と致します。ありがとうございました。

— 了 —

